

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 2 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に 1 人以上取得すること

女性職員・・・取得率を 75%以上にする

<対策>

- 平成 29 年 9 月～ 育児休業等の育児に関する制度の周知状況や利用に関する現状を把握
- 平成 30 年 2 月～ 利用促進のために育児休業等の育児に関する制度の詳細を周知し、制度利用の希望者には説明会の実施

目標 2：年次有給休暇取得促進のため、年間の年次有給休暇取得計画を作成する。

<対策>

- 平成 30 年 1 月～ 年次有給休暇取得に関する職員のニーズの把握、検討開始
- 平成 30 年 4 月～ 年間の年次有給休暇取得計画を策定